

別紙 2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

- 1 農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。
- 2 農林水産省は、1 の事務等を遂行するため、市区町村、受託事業体等に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。
- 3 農林水産省は、第 14 及び第 11 の 2 の規定に基づき農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託する、又は請け負わせるため、当該第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。